

電気料金の経過措置の撤廃を想定した 検討課題について

2018年3月12日
資源エネルギー庁

1. 電気料金の経過措置の撤廃

経過措置料金の内訳

- 2016年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとなっている。
- 2017年3月現在、経過措置料金の契約口数は合計約7,000万件であり、そのうち、家庭向けの料金メニュー（従量電灯）が約5,200万件と大多数を占めている。また、小規模な店舗や工場等向けの料金メニュー（低圧電力）は約470万件となっている。
- このほか、公衆街路灯向け及び農事用電力向けといった特定の用途に限定した料金メニューもあり、特に、公衆街路灯向けは約1,200万件と極めて多くなっている。これらの料金メニューは、いずれも古くから存在し、比較的安価な料金となっていることに共通点を有する。

(参考) 経過措置料金メニュー一覧

区分	料金メニュー名称	概要	契約口数 (件)	使用電力量 (千kW)
			(2017年3月末時点)	(2016年度)
経過措置料金メニュー 電灯	従量電灯	特徴：一般の需要向け（電灯需要の大半を占める） 主な利用目的：一般家庭、商店、事務所の消費電力等	51,947,403	177,536,424
	公衆街路灯	特徴：公衆街路灯用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：一般道路、橋、公園の照明等	11,958,062	5,840,403
	定額電灯	特徴：電灯需要のうち小容量向け 主な利用目的：アパートやマンションの照明等	1,517,416	914,282
	臨時電灯	特徴：1年未満の電灯需要向け 主な利用目的：土木工事における照明等	188,379	517,038
	農事用電灯 (誘が灯、電照栽培)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：誘が、電照栽培	595	1,374
電力	低圧電力	特徴：低圧で動力を使用する工場等向け 主な利用目的：製品製造や加工のための動力等	4,698,522	25,358,459
	農事用電力 (かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：かんがい排水、脱穀調整、育苗・栽培	71,024	796,517
	臨時電力	特徴：1年未満の電力需要向け 主な利用目的：土木工事における動力等	11,070	126,099

※みなし小売電気事業者により経過措置メニューの構成は異なる

地域別の経過措置料金比率（電灯）

- みなし小売電気事業者の電灯需要を経過措置料金と自由料金に区分すると、契約口数ベースでは約86%、使用電力量ベースでは約70%が経過措置料金になっている。

契約口数ベース（2017年3月末時点）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	92%	8%
東北電力株式会社	91%	9%
東京電力エナジーパートナー株式会社	91%	9%
中部電力株式会社	79%	21%
北陸電力株式会社	81%	19%
関西電力株式会社	86%	14%
中国電力株式会社	71%	29%
四国電力株式会社	84%	16%
九州電力株式会社	83%	17%
沖縄電力株式会社	94%	6%
10社計	86%	14%

使用電力量ベース（2016年度）

	規制料金	自由料金
北海道電力株式会社	74%	26%
東北電力株式会社	73%	27%
東京電力エナジーパートナー株式会社	77%	23%
中部電力株式会社	65%	35%
北陸電力株式会社	54%	46%
関西電力株式会社	72%	28%
中国電力株式会社	52%	48%
四国電力株式会社	65%	35%
九州電力株式会社	64%	36%
沖縄電力株式会社	85%	15%
10社計	70%	30%

※離島供給、最終保障供給分を除く
 ※旧選択約款を自由料金に含めて算出

地域別の経過措置料金比率（低圧電力）

- みなし小売電気事業者の低圧電力需要を経過措置料金と自由料金に区分すると、契約口数ベースでは約72%、使用電力量ベースでは約74%が経過措置料金になっている。

契約口数ベース（2017年3月末時点）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	38%	62%
東北電力株式会社	78%	22%
東京電力エナジーパートナー株式会社	76%	24%
中部電力株式会社	59%	41%
北陸電力株式会社	76%	24%
関西電力株式会社	82%	18%
中国電力株式会社	71%	29%
四国電力株式会社	62%	38%
九州電力株式会社	80%	20%
沖縄電力株式会社	98%	2%
10社計	72%	28%

使用電力量ベース（2016年度）

	経過措置料金	自由料金
北海道電力株式会社	46%	54%
東北電力株式会社	76%	24%
東京電力エナジーパートナー株式会社	78%	22%
中部電力株式会社	52%	48%
北陸電力株式会社	75%	25%
関西電力株式会社	88%	12%
中国電力株式会社	81%	19%
四国電力株式会社	62%	38%
九州電力株式会社	79%	21%
沖縄電力株式会社	99%	1%
10社計	74%	26%

※離島供給、最終保障供給分を除く

※旧選択約款を自由料金に含めて算出

※沖縄電力株式会社については、経過措置料金メニューに高圧が含まれるため、高圧電力込みの実績で算出

公衆街路灯向け料金について

- 公衆街路灯向けの料金メニューは、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要に適用され、1973年に初めて独立の契約種別として扱われるようになった。
 - ※1973年以前は定額電灯あるいは従量電灯に包含されており、当時から原価面における特性を踏まえ、料金面で割引（定額電灯のおよそ1割引）が行われていた。
- 割安な料金が設定されている背景としては、①主に夕刻から翌朝まで継続して使用するため、一般の定額電灯や従量電灯より負荷率が高く、②公衆街路灯の管理は市町村等の地方公共団体や商店街組合等の団体単位で行われている例が多く、集团的、包括的な需給関係にもとづいて料金収納業務が節約できる、といったことがあった。
- 近年、公衆街路灯の契約口数は緩やかに増加しており、全国合計で1,200万件を超える一方、エネルギー効率の高いLEDの普及等の影響により、2016年の販売電力量は約50億kWhと10年前に比べて約2割減少している。
- 2016年4月の小売全面自由化により、新たに新電力も公衆街路灯向けに電力を供給できるようになったが、新電力へのスイッチングは極めて限られており、これまでに行われたスイッチングは約800件となっている。

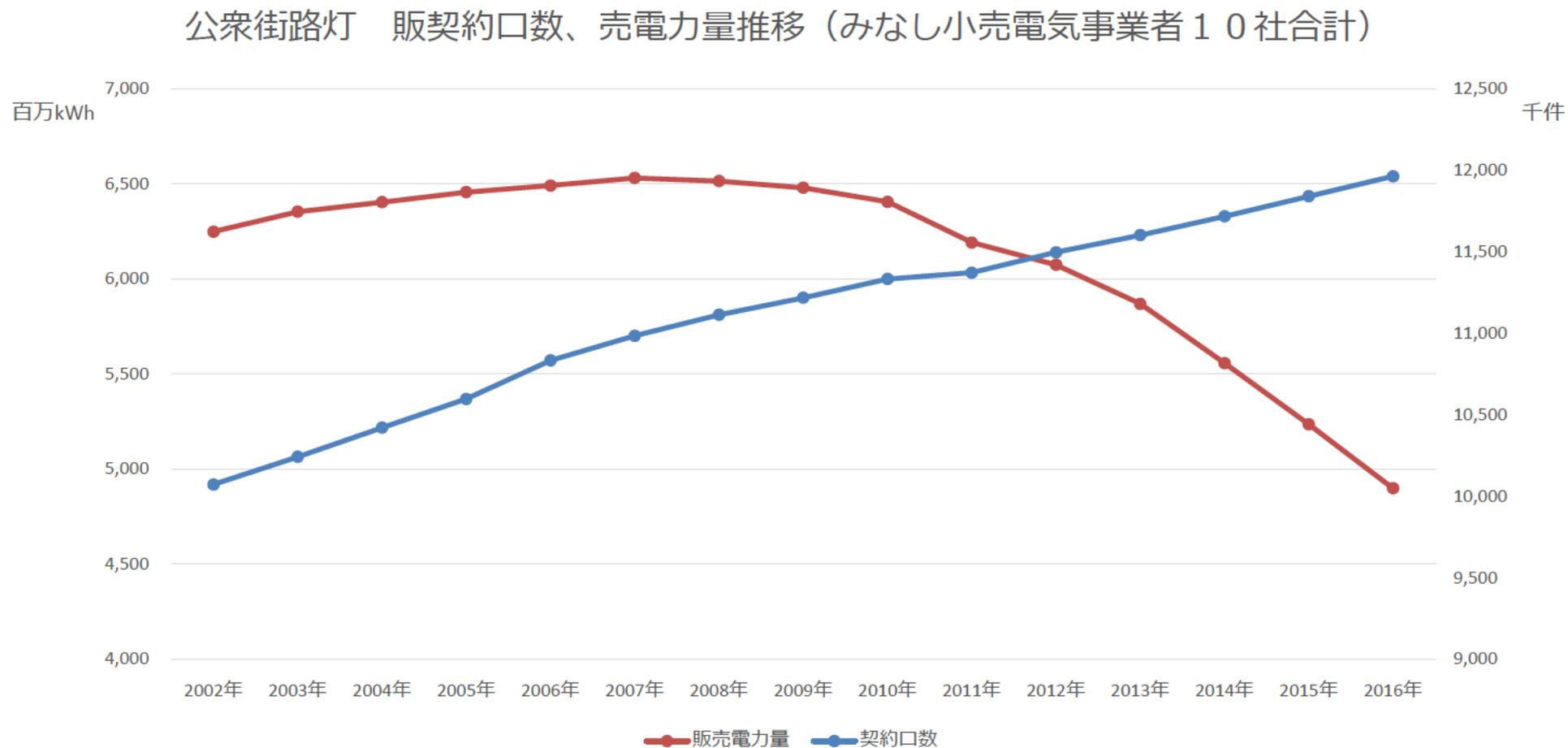
(参考) 公衆街路灯メニュー概要

料金メニュー		公衆街路灯A、公衆街路灯B			
適用範囲	用途	公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機、消火せん標識灯、交通信号等、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器を使用する需要			
	契約容量他	A：1kVA未満 B：1kVA以上50kVA未満			
料金制		A：定額料金制 B：2部料金制			
主な需要家		行政（市区町村，県，国）、警察、町内会、高速道路株式会社等			
料金単価（1月あたり）	A	需要家料金	1契約につき	48.60円(54.00円)	
		電灯料金	10Wまでの1灯につき	88.46円(97.75円)	
			10Wをこえ20Wまでの1灯につき	133.73円(146.90円)	
			20Wをこえ40Wまでの1灯につき	224.25円(245.20円)	
			40Wをこえ60Wまでの1灯につき	314.78円(343.51円)	
			60Wをこえ100Wまでの1灯につき	495.84円(540.12円)	
			100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに	495.84円(540.12円)	
			小型機器料金	50VAまでの1機器につき	214.30円(234.82円)
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき		343.29円(380.01円)	
		100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに		343.29円(380.01円)	
		B	基本料金	1kVAにつき	253.80円(280.80円)
			電力量料金	1kWhにつき	19.69円(26.00円)

※（）内はそれぞれ定額電灯、従量電灯Cの料金単価
料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

公衆街路灯の契約口数等の推移

- 公衆街路灯の契約口数は増加傾向にあるが、エネルギー効率の高いLEDの普及の影響等により、近年の販売電力量は減少傾向にある。



農事用電力向け料金について

- 農事用電力向けの料金メニューは、農事用のかんがい排水・脱穀調整・育苗栽培に用途を限定して動力を使用する需要に対して適用され、需要の季節性を反映し、毎年需要期を限ってその使用が反復されるとの特徴を有している。
- 元となる料金メニューは戦前から存在しており、当時の水主火従・冬ピークの需給構造の中で、農事用かんがい排水等の需要期が主として豊水期の昼間オフピーク時に当たることから、余剰電力を有効利用できる新規需要として比較的安価な料金設定がなされた。その後、電源構成が水主火従から火主水従へと転換してからも、需要家への影響を考慮し、料金は割安な水準（低圧電力に対して2～3割程度割安）にとどめおかれた。
- 農業事業者数の減少等に伴い、近年、農事用電力向けの契約口数及び販売電力量は、いずれも減少傾向にあり、2016年の契約口数は全国合計で約15万件、販売電力量は約6億kWhとなっている。
- 2016年4月の小売全面自由化により、新たに新電力も農事用電力向けに電力を供給できるようになったが、新電力へのスイッチングは極めて限られており。これまでに行われたスイッチングは数十件となっている。

(参考) 農事用電力メニュー概要

料金メニュー		農事用電力（かんがい排水用電力）			
適用範囲	用途	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要（ポンプによる水のくみ上げやゲートの開閉等）			
	契約容量他	50kW未満			
料金制		2部料金制			
主な需要家		農家、農協等			
料金単価（1月あたり）	基本料金	1kWにつき		432.00円（1,101.60円）	
	電力量料金	1kWhにつき	夏季	12.89円（17.06円）	
			その他季	11.72円（15.51円）	

※（）内は低圧電力の料金単価
 料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

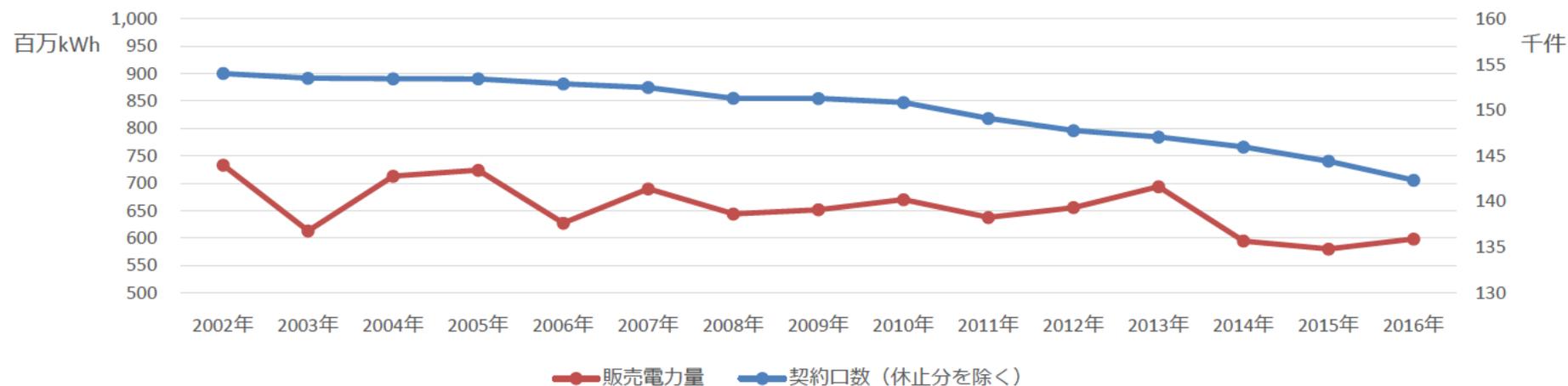
料金メニュー		農事用電力（脱穀調整用電力）					
適用範囲	用途	脱穀調整のために動力を使用する需要					
	契約容量他	30日以上の使用期間を設定する必要あり					
料金制		定額料金制					
主な需要家		農家					
料金単価	契約使用期間	契約電力	0.5kW	1kW	2kW	3kW	3kWをこえ1kWを増すごとに
		最初の30日まで	4,650.15円	6,815.69円	10,824.98円	14,886.35円	2,657.69円
		30日をこえる1日につき	40.89円	66.64円	133.31円	196.69円	58.00円

※料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

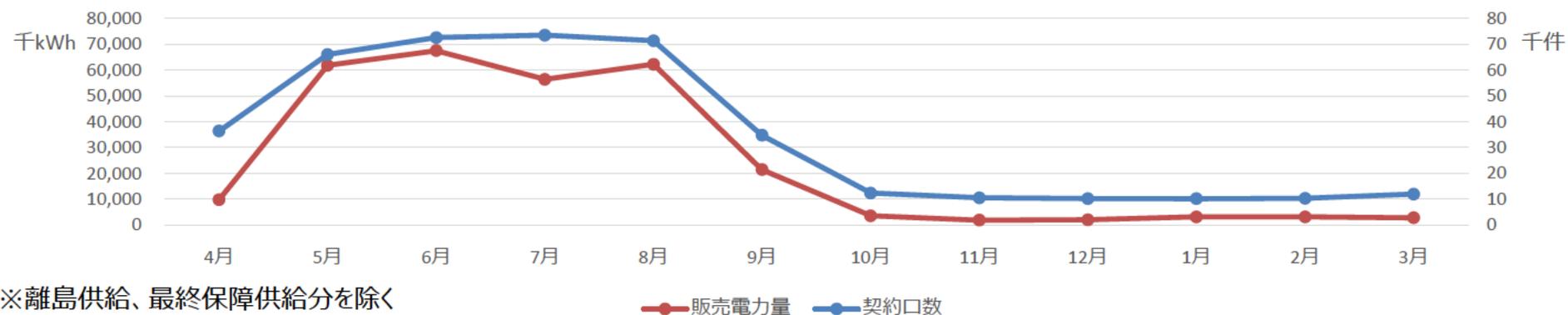
農事用電力の契約口数等の推移

- 農事用電力（かんがい排水用）の契約口数、販売電力量は、近年減少傾向にある。
- 田畑への入水・落水を行う春から夏にかけては契約口数、販売電力量が多く、秋以降の農閑期には大半の農家が契約を休止するため契約口数、販売電力量共に大幅に低下する。

農事用電力（かんがい排水用）契約口数、売電力量推移（みなし小売電気事業者10社合計）



農事用電力（かんがい排水用）月別契約口数、販売電力量（2016年度実績 東京電力エネルギーパートナー）



※離島供給、最終保障供給分を除く

検討の方向性

- 2017年3月現在、約7,000万件の契約口数が残る経過措置料金の大多数を家庭向けの料金メニューが占めている一方、小規模な店舗や工場等向けの料金メニューや、公衆街路灯向け及び農事用電力向けといった特定の用途に限定した料金メニューも相当数存在している。
- このうち、例えば、公衆街路灯向け料金や農事用電力向け料金は、40年以上前の導入当時の社会情勢や電力需給状況等に即して作られており、必ずしも昨今の社会情勢や電力需給状況等を反映したものとはなっていない。
- こうした中で、経過措置の撤廃を想定した検討を進めるに当たり、家庭向け料金メニューのみならず、これらの料金メニューについても、利用実態や社会的・経済的な意義、代替的な料金メニューの有無等を丁寧に確認しつつ、今後の在り方を検討していくこととしてはどうか。

(参考) 経過措置料金撤廃を想定した 検討スケジュール (イメージ)

2017

2018

2019

2020

資源エネルギー庁

10/24

電力・ガス基本政策小委員会

・関連制度 (燃調、三段階料金等)
の在り方

第3弾法施行前
の検証

規制料金
存続地域の判断

4月

経過措置料金の撤廃

電力・ガス取引監視等委員会

10/17

競争的な電力・ガス市場に
関する研究会

・競争評価の基本的枠組み

制度設計専門会合

・競争評価 (基準を含む)

※電力・ガス取引監視等委員会において、
別途、競争レビューの取りまとめを毎年実施。

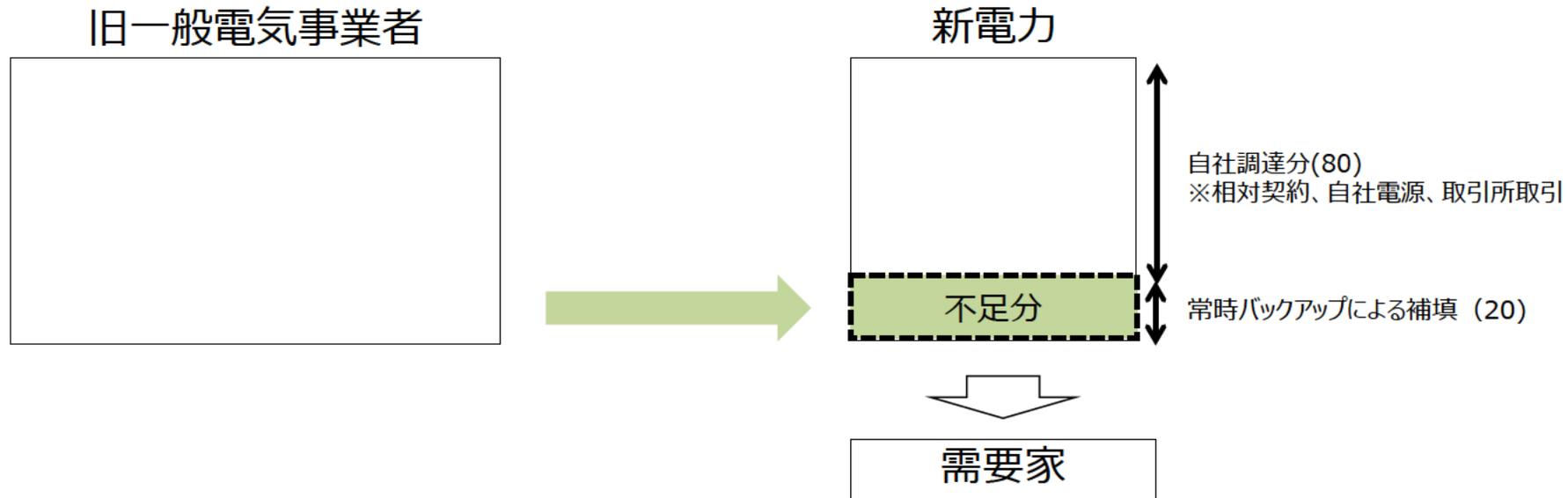
2. 常時バックアップについて

常時バックアップとは

- 常時バックアップとは、新電力がエリアの旧一般電気事業者から電気の一部卸売を継続的に受けて、需要家に対して電力供給を行う形態を指す。
- 電気事業法上規制を受けない私契約（常時補給電力契約）に基づくものであるが、「適正な電力取引についての指針」において、その契約行為における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等が記載されている。

常時バックアップの概要図（イメージ）

※新規参入者が需要家に100販売する際、供給力として80しか調達できず、20の常時バックアップを受ける場合の例



(参考) 現行の常時バックアップ

- 常時バックアップの価格や上限量は、「適正な電力取引についての指針」において、以下のとおり整理されている。

供給者

- 各エリアの旧一般電気事業者（各エリアごとに常時補給電力契約を締結）

契約可能範囲（利用枠）

- 新規参入者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧：3割、低圧：1割）

料金体系

- 基本料金と従量料金の二部料金制、燃料調整制度により燃料価格に連動
※経過措置料金における全電源の平均コストを基に、自社小売への卸供給の料金と比べて不当に高くないよう設定

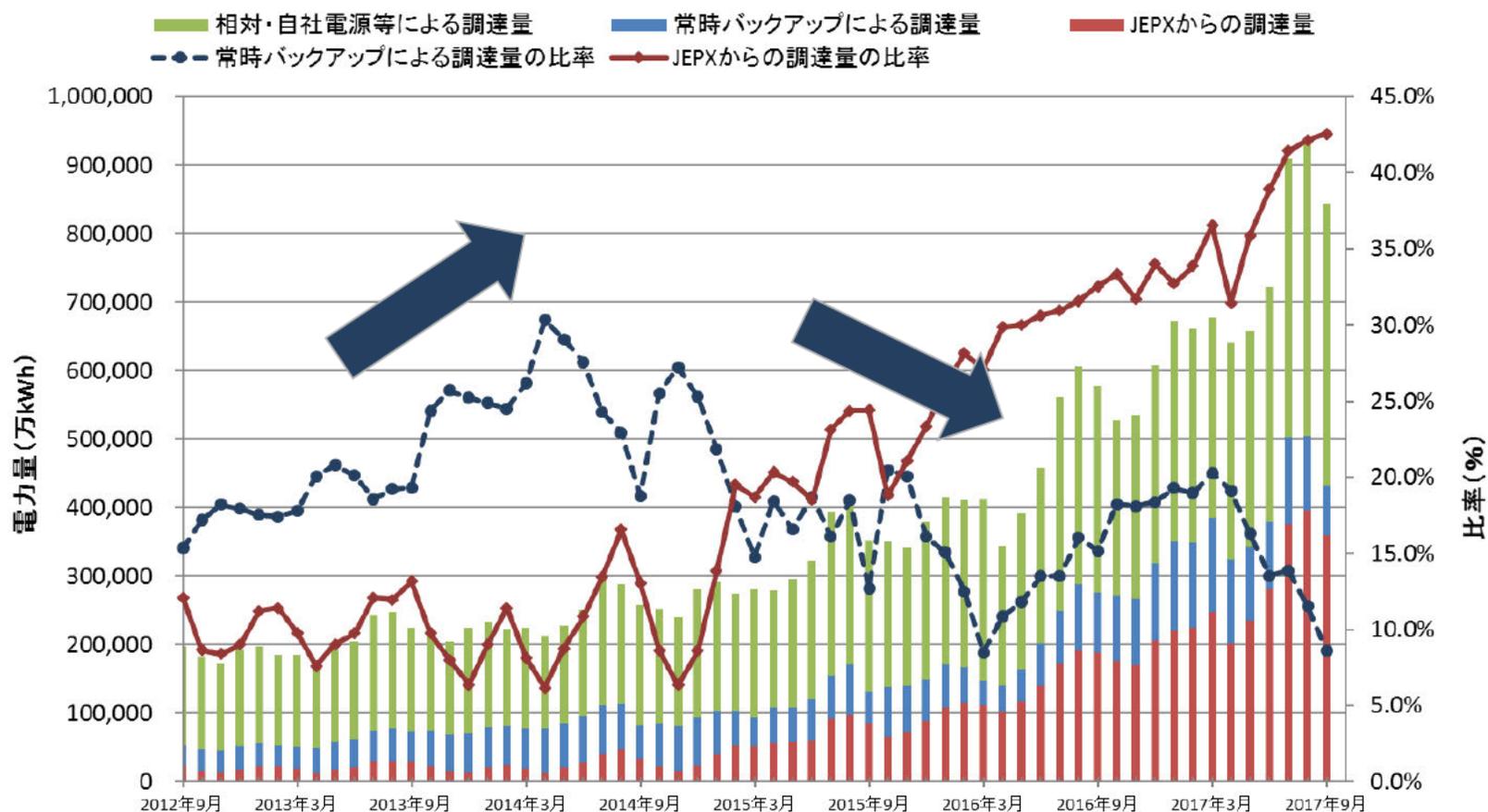
必要な手続

- 旧一般電気事業者との契約に基づく期限（広域機関への計画提出期限である前日12時に間に合う期限）までに、必要量を申請。
- 月ごとに契約変更可能（2か月ほど前に契約変更申し込み。）
※1年に満たないで契約を減少する場合、割増料金が請求される。

(参考) 常時バックアップの利用状況

- 2013年の見直し後、新電力の電力調達に占める常時バックアップの比率は2014年にかけて上昇したが（約20%→約30%）、その後、緩やかに低下。季節や月ごとの変動等があるものの、2016年度は15～20%程度となっている。

新電力の電力調達の状況 (2012年9月～2017年9月)

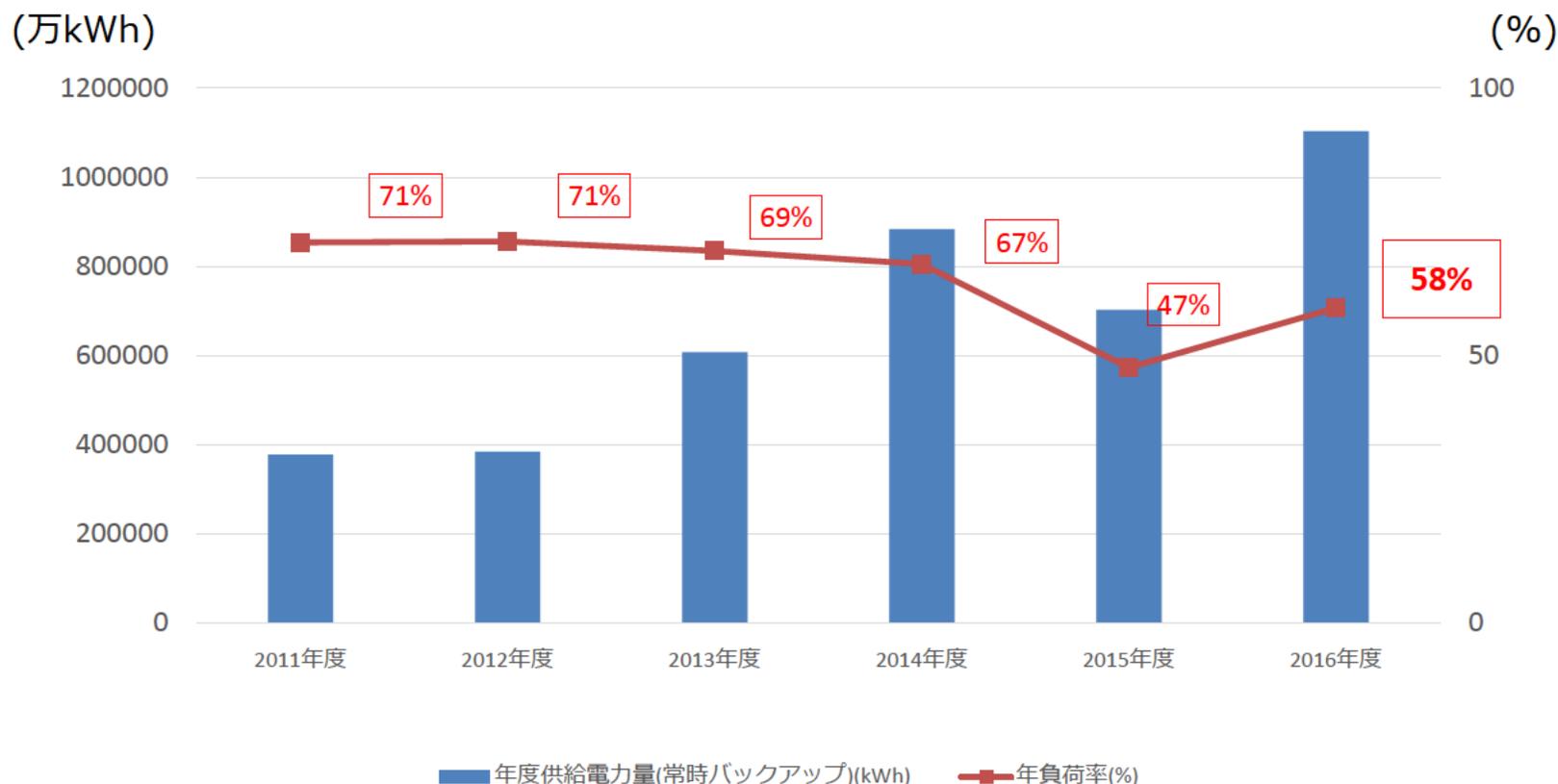


(参考) 常時バックアップの利用実態① (年負荷率)

第7回電力・ガス基本政策小委員会
(2018.1) 資料5

- 2013年の価格見直しは、新電力におけるベース電源代替としての活用に資することを目的としていたが、その後、年間の負荷率（契約電力に対する供給電力量）は低下しており、2016年度は58%となっている。

年負荷率の推移



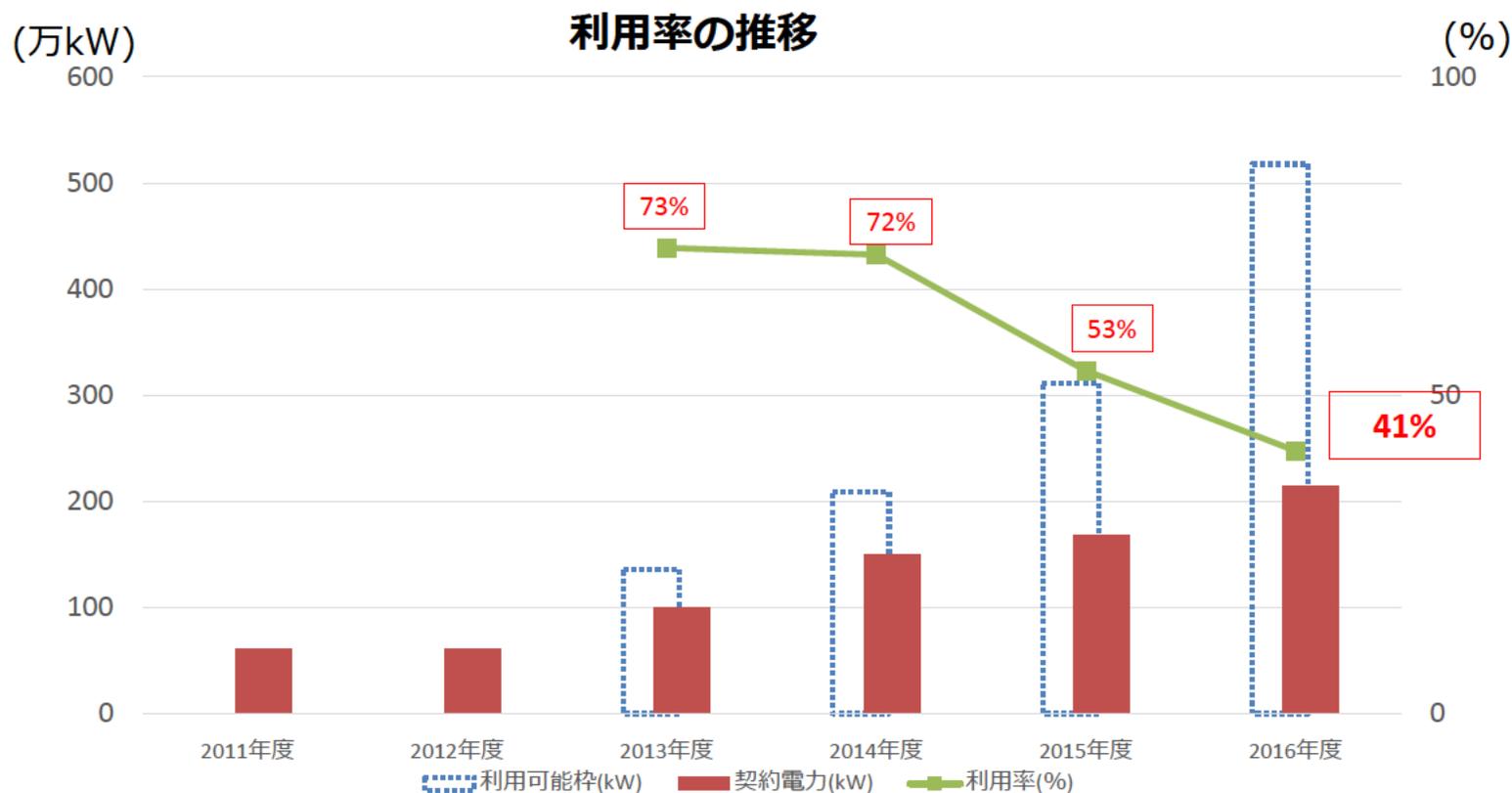
(出所) 資源エネルギー庁調べ

※年負荷率=年度供給電力量(kWh)÷(契約電力量(kW)×8760h(=365日×24h))×100

(参考) 常時バックアップの利用実態② (利用率)

第7回電力・ガス基本政策小委員会
(2018.1) 資料5

- 2013年の見直しにより、常時バックアップの利用可能枠が導入され、見直し当初は利用可能枠の7割程度の契約がなされていた。
- しかしながら、新電力のシェアの拡大に伴う利用可能枠は大幅に増大する一方、契約電力の伸びは緩やかであり、2016年度の利用率（利用可能枠に対する契約電力量）は約4割となっている。



(出所) 資源エネルギー庁調べ

常時バックアップの料金体系

- 旧一般電気事業者9社のいずれも基本料金 + 従量料金の二部料金制を採用しており、1社のみ、2013年の改定前後の料金メニュー双方を提供している。
- 負荷率が高いほど、基本料金込みの常時バックアップ単価は低下し、季節や時間帯によってスポット価格が変動すれば、両価格の大小関係も変動する。

基本料金

1メニュー 8社

2メニュー
高基本料金メニュー
+
低基本料金メニュー 1社

従量料金

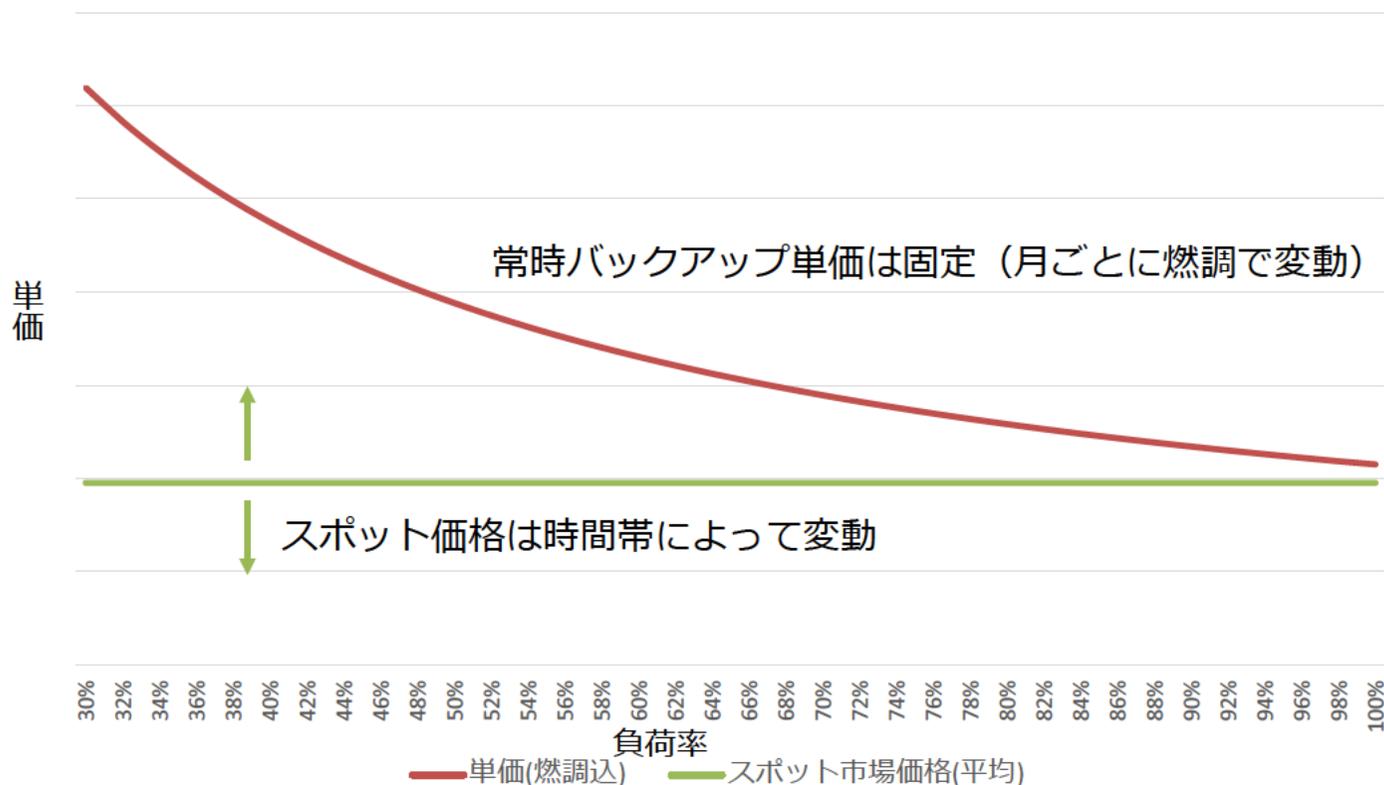
● 昼間料金
(夏季 その他季) 6社
● 夜間料金

● 昼間料金
(ピーク 夏季 その他季) 1社
● 夜間料金

● 重負荷時間 1社
● 昼間料金
● 夜間料金

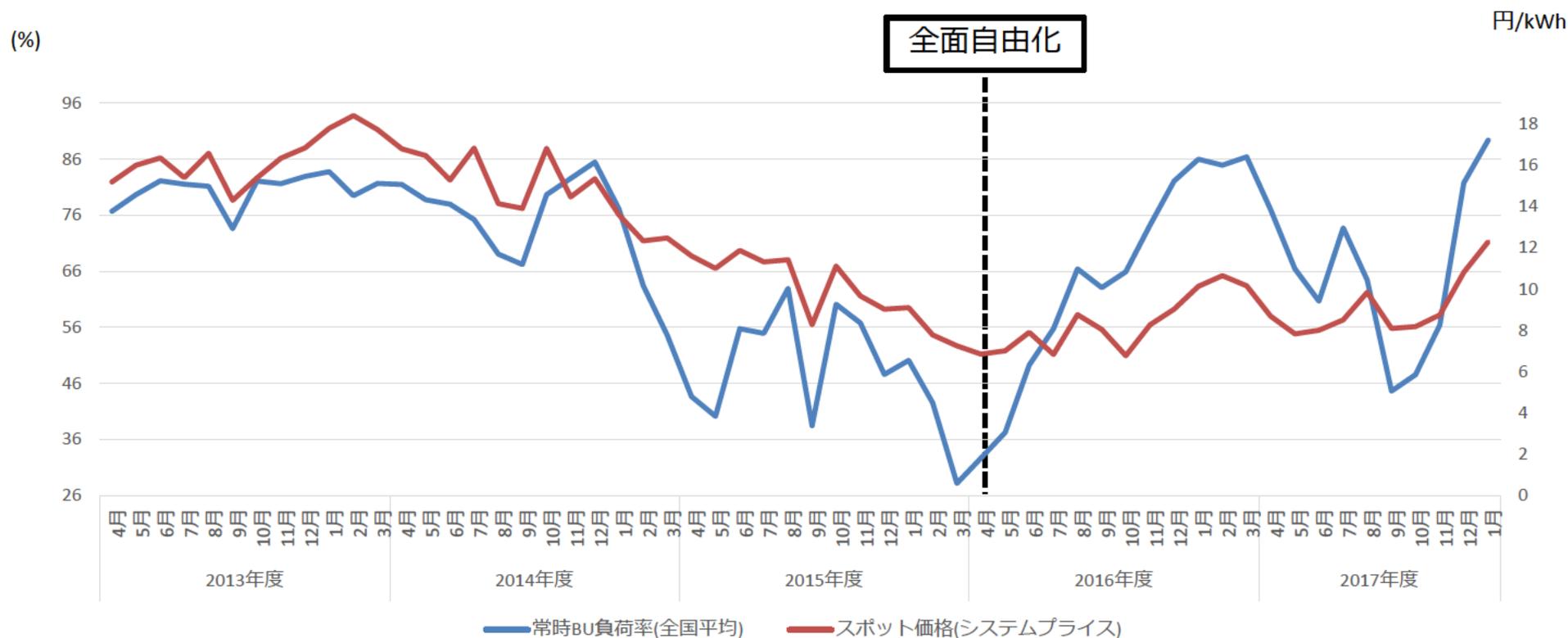
● 全日料金 1社

負荷率に応じた常時バックアップ単価(イメージ)



常時バックアップの負荷率とスポット価格の推移

- 全国平均の月別負荷率をみると、2016年3月に最も低い約30%となり、その後は大きく上昇。夏冬の高需要期は相対的に高くなる傾向があり、80%を超えることもある。
- スポット市場価格の変動に伴って常時バックアップの負荷率も変動している様子が見られ、一定の相関関係がみられる。



(出所) 資源エネルギー庁調べ

地域別の常時バックアップ負荷率（2017年11月）

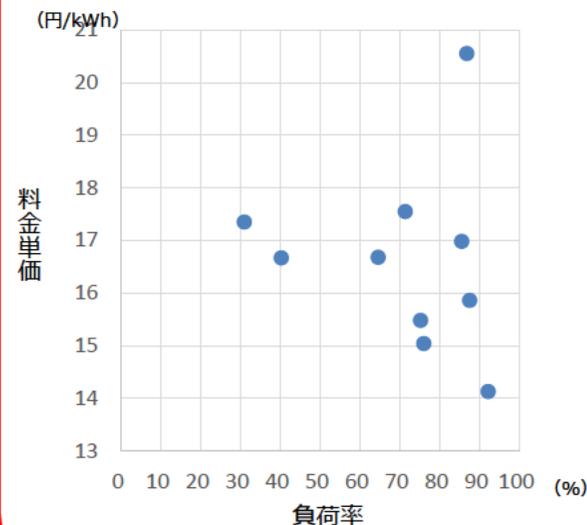
- 地域別の負荷率をみると、北陸が最も高く、90%を超えている一方、東京は約30%、関西は約40%と低くなっている。
- 必ずしも相関関係はないが、料金単価が高い地域ほど負荷率は低い傾向にある。

地域別負荷率（2017年11月）

	常時バックアップ負荷率 【単位：%】	小売料金単価 【円/kWh】
北海道	86.9	20.55
東北	71.4	17.55
東京	31.0	17.35
中部	75.3	15.48
北陸	92.2	14.13
関西	40.3	16.67
中国	76.1	15.04
四国	85.6	16.98
九州	87.6	15.86
全国（沖縄を除く）	64.6	16.68



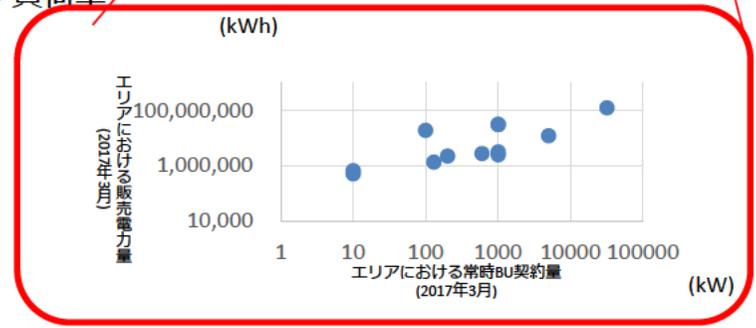
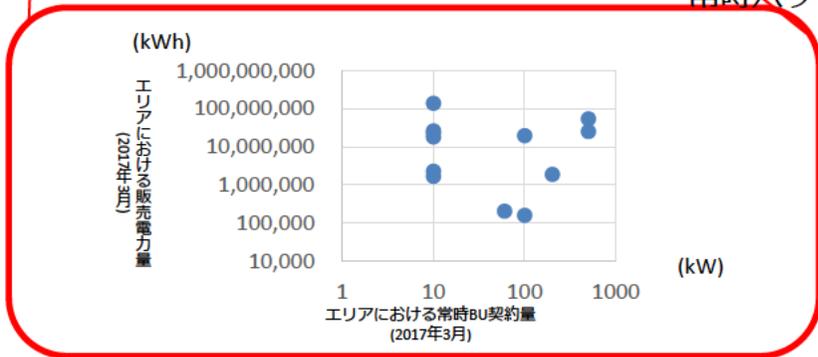
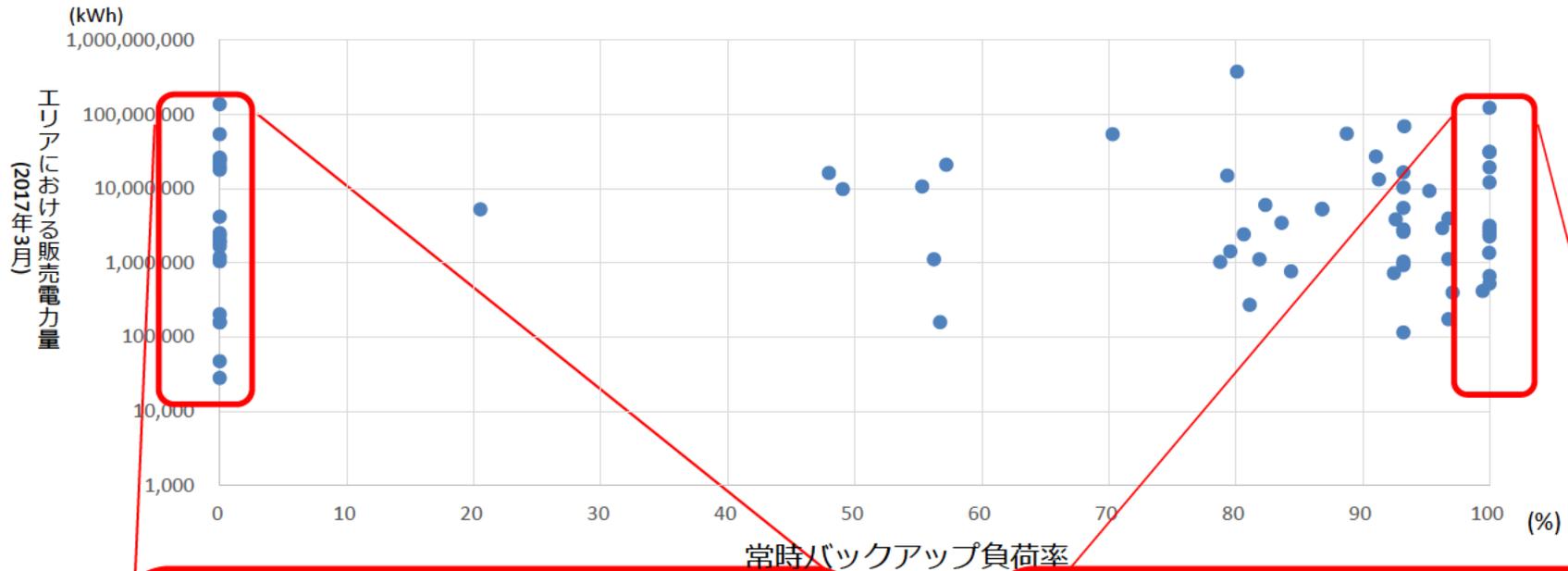
料金単価と常時バックアップ負荷率の関係
（2017年11月）



※ 2016年3月の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算。なお、2016年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選択約款や公衆街路灯の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事業者の変更や、みなし小売電気事業者の規制料金 自由料金メニュー間での契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとしてカウントされることに留意。

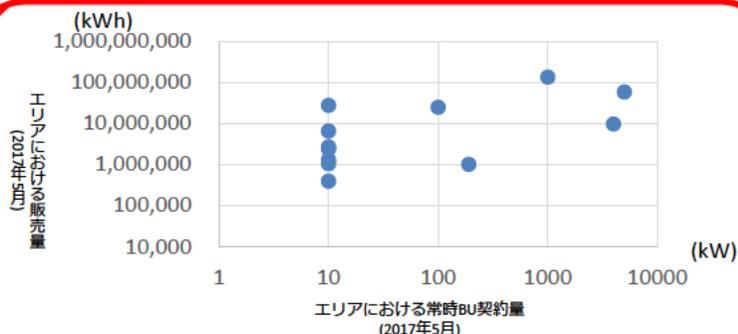
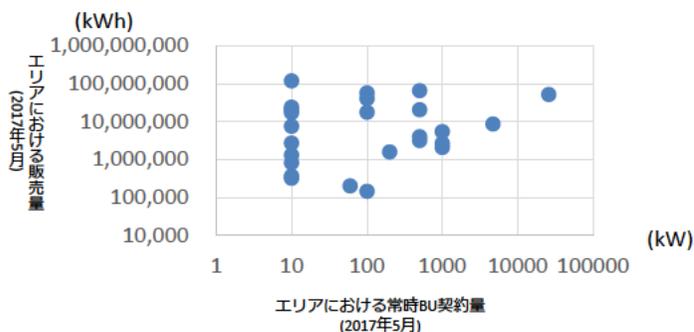
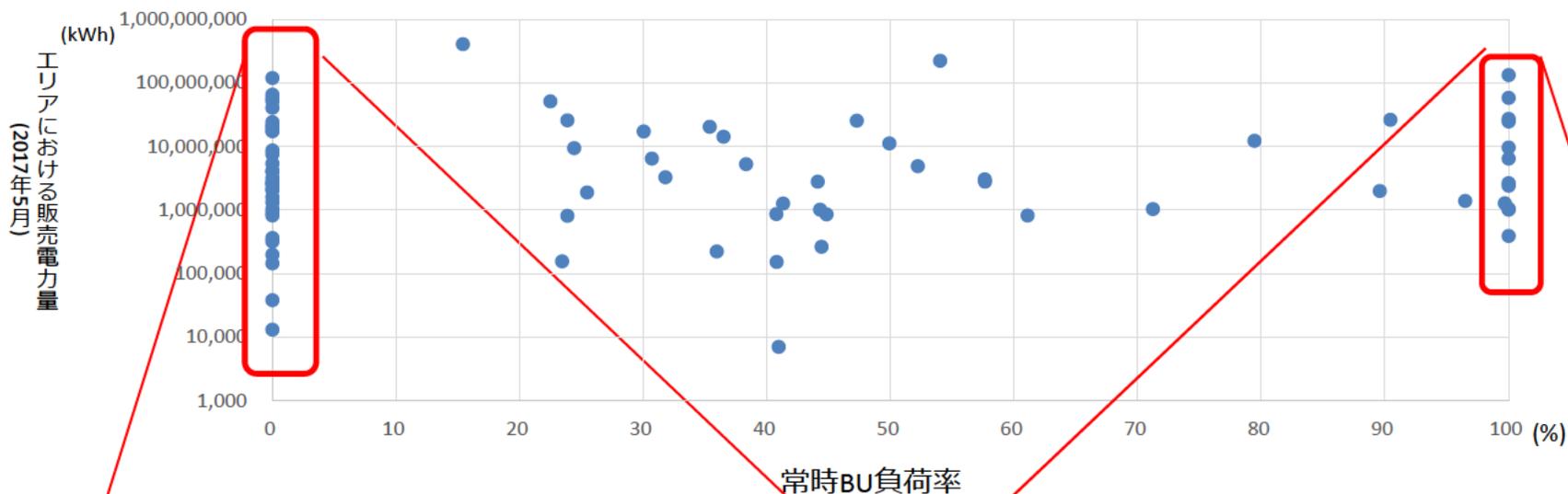
事業者別の負荷率分布①（関西：2017年3月）

- 2017年3月の関西エリアの平均負荷率は83%。販売量の多寡によらず、多くの事業者は80%以上の範囲にあり、100%の者もある。
- 他方、負荷率0%の事業者も一定数存在しており、これら事業者の契約電力は10～500kWとなっている。



事業者別の負荷率分布②（関西：2017年5月）

- 2017年5月の関西エリアの平均負荷率は28%。販売量の少ない事業者の負荷率は低い傾向にあり、中規模以上の事業者の負荷率は相当程度ばらつきがある。
- 他方、負荷率100%の事業者も一定数存在しており、これら事業者の契約電力は10～5000kWとなっている。



常時バックアップに関する主な御議論①

【第21回 制度設計専門会合】（2017年8月）

○谷口 エネット取締役

常時バックアップにつきましては、(略)制度改正によって調達可能量は改善したものの、ベース電源として十分安価な水準にはなっていないということがあり、(略)法人であれば負荷率の低いお客様、家庭用といいますか、電灯契約であれば使用量の多いお客様、青く塗られている部分に限定化して、常時バックアップを活用して供給せざるを得ないというのが現状でございます。したがって、課題としては、高負荷のお客様にも供給可能な料金であるとか、ボリュームの水準でのメニュー化が必要と思います。

【第7回 電力・ガス基本政策小委員会】（2018年1月）

○松村委員

（2013年の見直しについて、）ベース的に変えましょうとしたのは、ベース的に使うほうがよりペイするというと、そういう方向に料金体系を変えたということなのであって、ベースとして使うことを強制するという制度にしたわけではないし、推奨するというわけでもなく、インセンティブとしてそうしたということだと思います。

それでもなお、これ使い勝手がとてもいいという状況になっているとすると、ひょっとしたらその料金体系が、基本料金を上げて従量料金を下げたというのは、それ自体は間違っていなかったと思うんですが、ひょっとしたらその程度が足りなかったのかもしれないし、あるいは契約の使い勝手が余りにもよ過ぎたのかもしれない。

常時バックアップの計画提出等

- 旧一般電気事業者 9 社を比較すると、すべての社が月間計画、週間計画、前日計画の提出を求めているが、年間計画は不要とする社が多い。
- また、いずれの社も、前日計画の提出期限は、卸電力取引所の前日市場の〆切(前日10時)よりも後になっている。
- その際の計画提出先は、送配電部門(中央給電所を含む)や小売部門、企画部門に分かれている。

計画提出				計画提出方法		計画提出先		支払い期限					
年間計画	月間計画		週間計画	前日計画									
	【翌月、2ヵ月後の計画提出】		【翌月、2ヵ月後の計画提出】	【翌日の30分ごとの計画提出】									
毎年 1回提出	3社	当該月の5営業日前まで	2社	毎週月曜日 まで	3社	10:30 期限	6社	電子メール	8社	送配電部門 (中央給電所も含む)	4社	料金算定期間の翌月1日の翌日から起算して30日目	7社
		当該月の2営業日前まで	1社	毎週火曜日 まで	2社	10:45 期限	1社						
不要	6社	当該月の前月1日まで	2社	毎週火曜日 の2営業日前 まで	1社	11:00 期限	2社	Web システム	1社	小売部門 (営業部門も含む)	3社	料金算定期間の翌月1日の翌日から起算して21日目	2社
		【2ヵ月、3ヵ月後の計画提出】		不要	3社	※スポット市場の 申し込み締め切り は10:00							
		前月の20日まで	3社										
		前月の25日まで	1社							企画部門	2社		

(出所) 資源エネルギー庁調べ

(御参考) 取引所以外の取引に関する新電力からの意見 (抜粋)

常時BU契約

- 小売電気事業者にとっては、一般電気事業者から提供されるベース電源としての取扱いであるが、契約電力に対し1コマ1kW単位で取引ができ、指定した量が調達できること、更に、時間的にもスポット市場約定後の前日AM10時30分まで取引が可能であることから、ベース電源として利用しつつ需要変動分の調整（インバランス量減少策）としても有効利用している。
- 時期やエリアによっては市場価格よりも数段割高になり、価格競争力の面で劣後することが有る。
- ベース電源として活用している。契約容量を減らすと清算金を支払う必要があるので、契約容量を決めるのが難しい。
- 東京、中部、関西で利用している。スポット価格に対して優位性が見込めるときは電源として調達している。各社でフォーマットや提出方法（メール送信、Webシステムへのアップロード等）が異なるため、計画提出が非効率となっている。

常時BU契約以外の 相対契約

<旧一般電気事業者の供給エリア内>

- 常時BU契約があるので、相対での取引が出来ることや、交渉の余地があるという認識がなかった。
- 交渉に応じてもらえたものの、成立しなかった。域内では常時BU契約以外の条件での契約は難しいとされた。
- 弊社の需給調整、および市場に依存することに対するリスクヘッジの目的で、1年の相対契約について検討を行ったことがあります。約半年間の交渉の末、価格条件が合意したため成約に至りました。

<旧一般電気事業者の供給エリア外>

- 契約交渉を行い、一部契約成立した事例あり。交渉期間は1年程度と認識。理由は双方の経済条件の折り合いが合った為との認識。
- 将来のSPOT価格を予測して価格交渉を行うことになるが、今のマーケットには将来SPOT価格のベンチマークになるものが無いため価格交渉が難航する。電力先物市場・JEPX先渡し市場などコンセンサスのとれたベンチマークの実現が取引所側の課題ではないかと考えます。また、交渉の規模が得てして大規模（数10万kWかつ長期契約かつ数量の柔軟性なし）になることが多く、新電力として判断が難しい状況です。

その他

- 沖縄電力が5/15制度検討作業部会にて創設を発表された需給調整用の卸電力メニューについて、発表から2か月以上がたった7月末時点でも卸電力メニューに関する料金水準はおろか、スケジュール感も開示されておりません。沖縄での自由化推進のためにも、沖縄電力のスピード感のある対応を要望いたします。
- 沖縄電力が現在需給調整メニューに関しては検討中と存じますが、低DC型メニューの検討の段階に応じて事業者側の要望を取り入れつつご検討いただきたい。

常時バックアップに関する主な御議論②

【第8回 制度検討作業部会】（2017年6月）

○松村委員

（略）今の契約体系というのはちょっとおかしいのではないかと。ある種便利に使い過ぎていて、ベースロード代替という役割は、そもそもベースロード電源市場が出てくる前の段階でも果たしていないのじゃないかとか、いいところ取りができるような状況になっているのに、それに見合う価格になっていないのじゃないかとかという、そういう問題があるんだとすれば、ベースロード電源市場ができる前にも改革していかなければいけない。

【第21回 制度設計専門会合】（2017年8月）

○大橋委員

常時バックアップの窓口が小売部門なのだという話があって、これは前から指摘はされていたと思いますが、恐らくご指摘として気持ち悪いというのは確かにそうで、何か供給してもらうのに、窓口が競争事業者をお願いしなければいけないとなっているのは、競争環境整備の観点からすると、本当にこれは正しい窓口の置き方なのかというのは、論としてはあるのかなと思います。これは実態面としてこうならざるを得ないというご事情があるのであればいたし方ない点ですが、本来であれば発電の玉が欲しいわけですが、発電業者にいってお願いするというのは、本来的であってよろしい姿かなということであります。

○谷口 エネット取締役

現在の常時バックアップの窓口が小売部門となっております。これは販売先の新電力の契約電力であるとか、常時バックアップの調達量を、事業者の小売の状況と見比べると、ある程度電源構成が推測できることから、競争上の問題もあるのではないかと認識しております。そのような意味からも、発電部門に移管すべきではないかと考えてございます。

常時バックアップに関する主な御議論③

【第7回 電力・ガス基本政策小委員会】（2018年1月）

○廣江オブザーバー

そもそもこの常時バックアップ制度と言いますのは、（略）ややベースロード電源が不足をしていると、これに対する過渡的な措置ということで導入されたということでございますので、先ほど来ご説明がありましたようなベースロード電源市場というものが整備をされるならば、やはり政策目的はほぼ一致すると思います。したがって、原則としては、これから検討されるということでありませうけれども、原則としてはやはりそちらのほうに移行するということが筋ではないかなと私どもは考えています。

○武田オブザーバー

（略）基本的にはベースロード電源市場だけではなくて、今あるいろんな取引市場が厚みを持った市場となって、いろんな調達手段が出てくれば、自然とこの常時バックアップというものが市場に移行していくのではないかと考えておりますので、ぜひベースロード市場ができて即常時バックアップが原則廃止というのではなくて、いろんなその経緯、それ以降の状況を見た上で判断してほしいと思います。

○松村委員

今度ベースロード電源市場が立ち上がるということがあったとすると、同じようなものではなくて、もし生き残るとすると、縮小するということは当然あり得ても、別の形にしたほうがいいんじゃないかということを議論する余地というのもあると思います。このときには、ベースロード電源市場がなかったということを前提として基本料金を上げ、従量料金を下げたわけですが、ベースロード電源市場ができるということを前提として、それをずっと維持していくべきかどうかということも含めて議論の対象になるんだらうと思います。（略）実際にはほとんどの事業者が、これ以外の相対契約のようなものに対してほとんど応じていないという現状を踏まえて、常時バックアップすぐ廃止するというのは、私はちょっと賛成はしかねます。

論点① 常時バックアップの利用実態

- ここ2～3年、常時バックアップの利用率（利用可能枠に占める契約電力量）は大きく低下し、直近の利用率は4割程度となっていることについて、どのように考えるか。また、一部の事業者が、ごくわずかな契約電力を維持している実態をどのように考えるか。
- マクロ的に見ると、利用可能枠が実需に比して過大であるとも考えられる一方、使われていない利用可能枠があること自体は一部利用可能枠が不要であることを必ずしも意味するものではないとの見方について、どのように考えるか。
- 2016年の小売全面自由化以降、卸電力取引所における取引量が大幅に増加し、足元では新電力の電力調達に占める常時バックアップの比率が10%程度となっていることについて、どのように考えるか。
- 常時バックアップをどの程度利用するかは、一定程度代替関係にある卸電力取引所の取引価格の変動に大きく左右されると考えられる一方、自社電源をどの程度有するかなど、個々の事業者の特性によるところが大きいとの見方もあるが、どのように考えるか。
- 常時バックアップがベース電源代替として資するよう、2013年に料金体系の見直しが行われたものの、見直し以降、年間の負荷率（契約電力に対する供給電力量）はむしろ低下していることについて、どのように考えるか。
- 負荷率低下の理由として、卸電力取引所の取引価格の低下の影響が大きかったと考えられる一方、料金体系の見直しの程度が不十分であり、ベース電源代替として利用するほどのメリットはなかったとも考えられるが、どのように考えるか。

論点② 常時バックアップの課題

- 常時バックアップの利用実態に鑑みれば、新電力の電源調達手段という観点からはその意義は大きく低下しているとの見方がある一方、新電力の電源調達全体に占める比率は低いとしても、新電力にとって安定的な電力調達手段としての意義はなお大きいとの見方もあるが、どのように考えるか。
- 2019年を目途とするベースロード電源市場の創設後は、政策目的が一部重複する常時バックアップは、利用状況を慎重に見極めつつ徐々に縮小していくことが基本であるとの考え方がある一方、ベースロード電源市場以外にも様々な市場が活性化すれば自ずとその役割を終えていくものとの考え方もあるが、どのように考えるか。
- 現行の常時バックアップについては、供給主体となっている旧一般電気事業者ごとに詳細な手続に差異があり、新電力の利便性の確保のため、可能な限り手続を共通化していくべきとの考え方がある一方、ガイドラインに記載されている基本的な手続が共通であれば、詳細な手続については無理に共通化する必要はないとの考え方もあるが、どのように考えるか。
- 翌日の常時バックアップ利用量については、卸電力取引所の前日市場の〆切（前日10時）後に変更できることは、新電力の利便性確保の観点から不可欠との見方がある一方、体制・人員面の制約から、取引所の約定量・約定価格を踏まえて常時バックアップの変更を柔軟に行うことのできる事業者は限られており、かえって競争環境を歪めているとの見方があるが、どのように考えるか。

今後の検討の進め方

- マクロ的なデータを調査・分析する限り、常時バックアップの利用状況は、地域または時期により大きく異なり、また、事業者によって大きな差異がある。
- このため、前述の論点を中心に、3～4月にかけて事業者へのアンケート及びヒアリングを実施し、実態をより詳細に把握の上、電力事業を取り巻く状況変化を踏まえつつ、必要な見直しを検討していくこととしてはどうか。